

75歳以上などの方の健康保険「後期高齢者医療制度」に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変更
 一部の方が「1割」から「2割」へ

令和4年(2022年)
 10月1日から改正

問 厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719
 県後期高齢者医療広域連合 ☎0570-001120
 税務住民課住民保険係 ☎288-3849

令和4年から、団塊の世代の方々が75歳を迎えます。75歳以上になると、1人当たりの医療費は急増することから、医療費全体の増大が見込まれています。現在、後期高齢者の医療費のうち約4割は74歳以下の現役世代が負担しており、今後も負担が拡大する見通しです。

今回の「2割負担」導入は、現役世代の負担を抑え、皆さんの健康保険を未来につなげていくための法改正です。なお、「2割負担」の導入に伴い、健康保険全加入者に、「健康保険証」を9月中旬ごろに発行される予定です。

2022年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等*	1割

2022年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上の所得のある方	2割
一般所得者等*	1割

被保険者全体の約20%

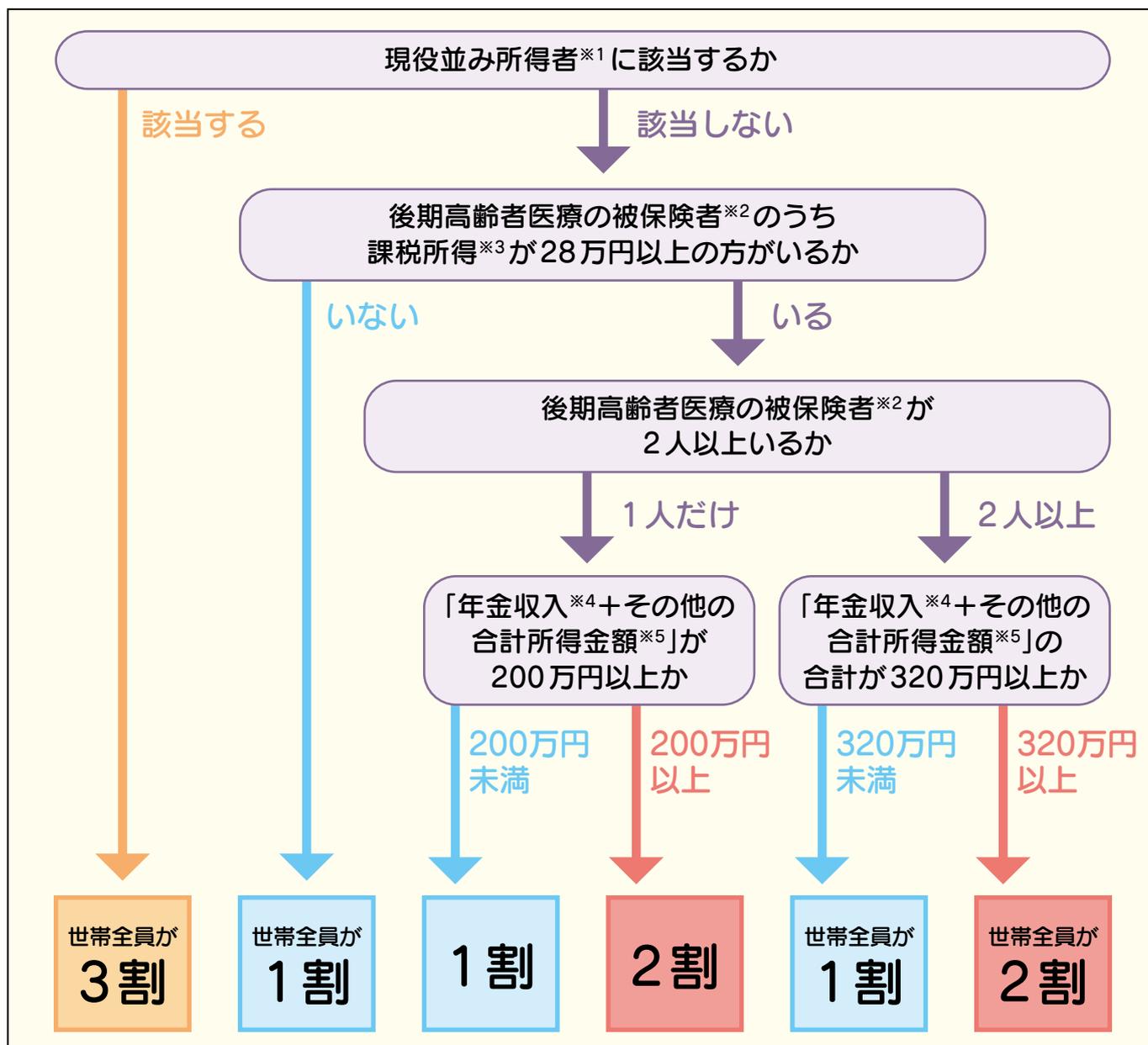


※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

「2割負担」の判定方法

「2割負担」の対象となるかどうかは、75歳以上などの方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。下図を参考にしてください。

※法施行後の3年間は、「2割負担」となる方について、1カ月の外来医療費の負担増加額を3,000円までに抑えられます。



※1「現役並み所得者」とは

課税所得145万円以上かつ収入額の合計が、383万円(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、520万円)以上の方。

※2「後期高齢者医療の被保険者」とは

75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)。

※3「課税所得」とは

住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※4「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5「その他の合計所得金額」とは

事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。